

令和6年第11回教育委員会会議録

1 開会及び閉会等の年月日、時刻

令和6年11月22日（金） 開 会：14時00分 閉 会：14時41分

2 会議の場所

周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所 3階 入札室

3 出席者の氏名

教 育 長	厚 東 和 彦
委 員	松 田 福 美
委 員	吉 本 妙 子
委 員	片 山 研 治
委 員	岡 寺 政 幸

4 会議に列席した事務局職員等の職氏名

教 育 部 長	十 楽 さゆり
教 育 部 次 長	伊 上 慎 一
教 育 政 策 課 長	〃
生 涯 学 習 課 長	上 野 和 子
人 権 教 育 課 長	山 本 孝 二
学 校 教 育 課 長	稲 垣 宏 美
学 校 給 食 課 課 長	河 村 武 志
中 央 図 書 館 長	石 村 和 広
新 南 陽 総 合 出 張 所 次 長	中 村 勝 也
鹿 野 総 合 出 張 所 次 長	城 和 男

5 会議の書記の職氏名

教育政策課課長補佐	大 竹 新 人
教育政策課係長	田 中 良 二

6 議事日程等

日程	件 名
1	会議録署名委員の指名について
2	議案第29号 周南市立中学校条例の一部を改正する条例制定について
3	議案第30号 周南市大田原自然の家条例の一部を改正する条例制定について
4	議案第31号 令和6年度周南市一般会計補正予算要求について

7 委員会協議会

(1) 研修会の復命について

※資料 当日配布

(2) 学校訪問について

※資料なし

(3) 鹿野総合出張所の移転について

※資料 当日配布

(4) 共済及び後援大会等一覧表

※資料 当日配布

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

教育長

ただいまから令和6年第11回教育委員会定例会を開催いたします。

議事日程に従い進めてまいります。

まず日程第1、「会議録署名委員の指名について」でございます。本日の会議録署名委員は、松田委員さんと吉本委員さんをお願いいたします。

教育長

ここでお諮りいたします。

続く、日程第2、議案第29号「周南市立中学校条例の一部を改正する条例制定について」から、日程第4、議案第31号「令和6年度周南市一般会計補正予算要求について」までは、市長に申し出る案件でございます。議会への周知前でもあり、適切な審議確保の観点から、周南市教育委員会会議規則第7条第1項「教育委員会の会議は、これを公開する。ただし、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決されたときは、秘密会にすることができる。」の規定により、秘密会としたいと思っております。

これより採決を行います。

議案 第29号、議案第30号及び議案 第31号の審議を、秘密会とすることに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手)

教育長

それでは、議案第29号、議案第30号及び議案第31号の審議を、秘密会とすることに決定しましたので、これより秘密会にて行います。

2	周南市立中学校条例の一部を改正する条例制定について
---	---------------------------

教育長

それでは、日程第2、議案第29号「周南市立中学校条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

この件につきまして、教育政策課から説明をお願いいたします。

教育政策課長

はい。議案書の1ページをお願いします。

議案第29号「周南市立中学校条例の一部を改正する条例制定について」説明いたします。提案理由につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第18号によるものです。

本件は、大田原自然の家を移転するため、中須中学校を令和7年3月31日で廃校とすることから、別表中、中須中学校の項を削り、令和7年4月1日から施行するものです。以上で説明を終わります。

教育長

はい。ではこの件につきまして、ご質問がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

それでは、議案第29号を決定いたします。

3	周南市大田原自然の家条例の一部を改正する条例制定について
---	------------------------------

教育長

続きまして、日程第3、議案第30号「周南市大田原自然の家条例の一部を改正する条例制定について」を議題とします。

この件につきまして、生涯学習課から説明をお願いいたします。

生涯学習課長

はい、それでは議案第30号「周南市大田原自然の家条例の一部を改正する条例制定について」説明いたします。議案書の5ページ以降となります。

提案理由につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第18号によるものです。

この度の条例改正は、周南市大田原自然の家の業務や運営等の基準を定める条例について、令和8年度に、大田原自然の家を現在休校中の中須中学校へ移転させることに伴い、所要の改正を行うものでございます。

改正点として、移転後の施設の名称を「周南市中須自然の家」と定め、条例の題名、条文中の名称及び位置を改正いたします。あわせて、別表について使用料の区分が明確になるよう整理しております。

なお、施行期日につきましては、校舎改修工事の進捗等により、現時点では定めることができないことから、附則で「公布の日から2年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日」としています。

そのほか、準備行為、関連する「周南市報酬及び費用弁償支給条例」別表第1の改正について附則で定めております。

議案書9ページから新旧対照表をお示ししておりますので、あわせてご覧ください。

以上で説明を終わります。

教育長

はい。それではこの件につきまして、ご質問がございましたらお願いいたします。

岡寺委員

使用料を決める基準について、改めてお聞きしてもよろしいでしょうか。

生涯学習課

はい。使用料につきましては、実費がかかるものや、施設の維持などに費用がかかる中でも、青少年の自然体験施設でありますので、なるべく使いやすい値段で使っていただけるよう、類似の施設なども参考にしながら決定するものでございます。

なお、この度は使用料の改正はございません。

教育長

よろしいでしょうか。

岡寺委員

類似のもの比べて同等にというのは、おそらくそうだろうと思います。

ただ、実際支払う側からすると、このお金の使われ方なども気になったりするのですが、これは、運営する費用に充てられるという理解でよろしいでしょうか。

生涯学習課

はい。そのとおりです。

教育長

ほかはいかがでしょうか。

吉本委員

はい、この度の改正で、小学校就学前の者と明記されているのは、どのような理由があるのでしょうか。

生涯学習課

10ページの新旧対照表をご覧ください。現行の条例では、その他（学齢に達しない者は除く。）という記載となっていますが、実質未就学児は無料であるところが明記されていないため、分かりやすくするために、小学校就学前の者は無料という行を追加いたしました。

吉本委員

施設として未就学児が利用可能なのは以前と変わらないということによろしいでしょうか。

生涯学習課

はい、同じです。

松田委員

同じく使用料の件なのですが、同額で示されているのですが、確か前は令和5年に改正されたと思いますが、その後物価の高騰などを受けて、今回料金を見直したいというお考えはありませんでしたか。

生涯学習課

そうですね。この度は移転というところがありますので、同じ内容で事業が継続できるようにということを優先し、使用料は据え置きとしております。

松田委員

では、今後運営してみて、必要であれば料金改定もあり得るのでしょうか。

生涯学習課

今現在の見通しなどはありませんが、物価の状況など様々な要因によって検討することはあると思います。

松田委員

使用する側からすると分かりやすくとても良いのですが、先ほど岡寺委員も言われたように、これが何に使われるのか、どのような形で使われるのかは明示できるようにしておかないと、場所が変わって、使用者も変わって、費用がさらにかかるようになる場合や、逆にコストカットできるような場合もあったり、まだ状況が見えない中なので、今後の動向も踏まえて、この使用料がどのような使い方をされるのか示せるようにしておいていただけると良いかと思います。

生涯学習課

ありがとうございます。そのあたりは整理しておきます。

教育長

ほかはいかがでしょうか。

片山委員

使用料の金額は、消費税は税込ですか、税別ですか。

生涯学習課

はい。税込の金額です。

片山委員

税込という表示は必要ないのでしょうか。

生涯学習課

はい。

片山委員

ではもし消費税が増税されればこの使用料も上がるということですね。

生涯学習課

状況によってはそのようになります。

教育長

はい、ありがとうございます。そのほかはいかがでしょうか。

岡寺委員

はい、使用料について、実際に宿泊する側からすると、120円とか230円で泊まれるとは思えないのですが、あくまでも市の施設だからこれだけ安いというのは理解できます。ただ、例えばそれが保険のためとか、意味があつての金額ならもっと分かりやすいなと思います。

それと、自然の家を有効利用してもらうために、いろいろな企画をした段階で、時には全員が無料ということもあり得るのでしょうか。参加した場合は必ず料金がかかるのでしょうか。

生涯学習課長

自然の家では主催事業をやっています、それに関しては行事にかかる実費を徴収しているものになります。

岡寺委員

はい、分かりました。

松田委員

開催される事業によっては、必要なものは実費がかかりますという文言が付いていて、別に料金が徴収されるものもあつたと思います。よってこの使用料は、純粹にこの施設を利用する時の料金だと認識しています。

教育長

例えば学校でこの場所を利用するという時に、宿泊がなければ無料、宿泊すれば一泊一人につき120円という金額になるということですね。

ほかはよろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

はい、それでは議案第30号を決定いたします。

4	令和6年度周南市一般会計補正予算要求について
---	------------------------

教育長

続きまして、日程第4、議案第31号「令和6年度周南市一般会計補正予算要求について」を議題とします。

この件につきましては、各課から説明をお願いいたします。はじめに教育政策課からお願いいたします。

教育政策課長

はい。それでは議案書の11ページをお願いいたします。

議案第31号「令和6年度周南市一般会計補正予算要求について」ご説明いたします。

提案理由につきましては、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第18号によるものです。

今回の補正予算は、教育委員会事務局で所管する予算のうち、歳出予算として、4千625万7千円の増額、及び債務負担行為を追加する補正について、市長に意見を申し出るものです。

なお、13ページ以降の別紙、表の右端の欄に所属課を記載しております。各事業にかかる補正予算の詳細につきましては各課から説明いたします。

はじめに、教育政策課の所管事務にかかる補正予算について説明いたします。13ページをお願いいたします。

教育費 - 教育総務費 - 事務局費における職員給与費等の52万7千円の増額は、教育政策課・学校教育課・熊毛総合出張所の配属職員にかかる人事異動等によるものです。また、特別職給与費等の6万9千円の減額は、教育長の給料の支給額の特例に関する条例制定によるものです。

14ページをお願いいたします。教育費 - 小学校費 - 小学校管理費における小学校施設管理費の500万円の増額補正は、児童が安心して学べる教育環境を整えるために必要な修繕料を計上しています。主なものとしては、来年度設置予定の特別支援教室の学習環境整備や、消防設備の点検に基づく改善、学校から要望のありました危険箇所の修繕などでございます。

次に、中学校費 - 中学校管理費 - 中学校施設管理費の200万円の増額補正です。こちらは小学校と同様に、生徒が安心して学べる教育環境を整えるための修繕料を計上しております。

以上で説明を終わります。

教育長

はい。ありがとうございます。では続けて学校教育課からお願いいたします。

学校教育課

はい。失礼いたします。学校教育課所管分の説明をいたします。

議案書の14ページをお願いします。まずそちらの、教育費 - 教育総務費 - 教育指導費の生活指導推進事業費の1千995万7千円の増額補正をするものでございます。こちらは学校生活において特別な配慮を必要とする児童生徒を支援する生活指導員、介助員の配置人数が確定したことに伴いまして、増員に伴う職員報酬や、社会保険料などの各経費を増額補正するものでございます。

当初予算では、生活指導員113名、介助員8名の計121名の配置を見込んでおりましたが、現在、生活指導員が122名、介助員は10名、計132名の配置となっております。

続きまして同じページの、教育費 - 教育総務費 - 教育指導費の、教育情報化推進事業費の30万

円の増額補正でございます。

こちらはICT教育アドバイザーの雇用において、当初は2名のうち1名を新規雇用する予定で予算計上しておりましたが、2名とも継続雇用となったため、1名分の期末手当が増額になったことによる補正でございます。

続きまして議案の16ページになります。債務負担行為の補正でございますが、中学校教師用指導書購入のための、2千978万7千円でございます。

これは中学校の教科書改訂に伴い、教師用指導書を更新するため、周南市議会の議決に付すべき財産の取得、または処分に関する条例により、予定価格2千万円以上の動産の買入れにおいて、3月議会の議決を得るため設定したものでございます。

以上で学校教育課からの説明を終わります。

教育長

はい。ありがとうございます。では次に、生涯学習課の説明をお願いいたします。

生涯学習課長

はい。生涯学習課所管の補正予算について説明いたします。15ページをお願いいたします。

教育費 - 社会教育費 - 社会教育総務費 - 職員給与費等の1千823万6千円は、人事異動等に伴う増額補正でございます。

続いて、16ページ・17ページをお願いいたします。

債務負担行為補正、2番目の中須中学校入口改良工事、870万円です。これは大田原自然の家の移転にあたり、中須中学校の入口付近を広げる改良工事を行うもので、令和7年3月から5月末頃にかけて改良工事を行うことから、債務負担を設定するものです。

なおこの工事に伴う、令和6年度の支出額はございません。

教育長

はい。最後に、学校給食課の説明をお願いいたします。

学校給食課長

はい。学校給食課所管の補正予算について説明いたします。議案書15ページをご覧ください。

教育費 - 保健体育費 - 学校給食費、説明欄の職員給与費等30万6千円の増額は、人事異動に伴うものです。

16ページ・17ページをお願いします。債務負担行為の補正です。

学校給食材料調達業務で、本業務は市内6学校給食センターで、4月上旬から提供する令和7年度の学校給食材料を安全、確実に、良質なものを多品目、大量に安定供給する必要があるため、債務負担行為をお願いするものです。

なお、1日当たりの給食予定数は、約1万300食で、令和6年度と比べると、約300食減少しておりますが、提供予定日数は令和6年度と同じ200日を見込んでおります。

また、令和6年度から給食費の一人1日当たりの単価は、小学校が275円、中学校が320円としております。

期間につきましては、令和6年度から7年度までとしておりますが、このうち令和6年度は契約準備行為期間ですので、本年度末までの見込額はございません。以上で説明を終わります。

教育長

はい。ありがとうございました。それではこの件につきましてご質問がございましたらお願いいたします。

片山委員

教育政策課の所で、一般職が153万2千円減額となっており、反対に、時間外勤務手当が336万7千円の増額となっていますが、これはどういった理由によるものでしょうか。

教育政策課長

一般職につきましては先ほど申し上げたように、人事異動によるものです。時間外につきましては、単純に業務量が多いことによるものです。

片山委員

働き方改革と言われている中で、時間外勤務手当が増えているので、疑問に思っ質問しました。

教育長

はい。ほかはいかがでしょうか。

吉本委員

はい。ここの内容一つ一つということではないのですが、資料として提供されている数字は金額だけで、補足として口頭でご説明いただいたところが追いつかなくて、例えば人数であったりとかそういった詳細も事前に資料をいただけると理解度が深まったり、質問する内容が明確になるのではないかと思いますので、是非、議案に記載していただくか、補足資料がいただけると非常にありがたいなと思います。

教育長

どうでしょう。対応は可能でしょうか。

教育政策課長

準備して、事前にお渡しできればと思います。

吉本委員

よろしく願いいたします。

教育長

ほかにはいかがでしょうか。

松田委員

はい。まず教育費 - 教育総務費 - 教育指導費の生活指導推進事業について、毎年度、当初に予定している雇用の数から確定までに増員されているようですが、これは途中でこどもの認定が進んできて対応するために人が増えていくというのも理解はできるのですが、ただ、生活指導員さんや介助員さんの需要が増えて配置していくということも、今の特別支援の考え方からすると大切なことではあります。

ただ、やはり10人近く増えておられるというのは、どのように対応したらいいのだろうと思います。というのは、^{すべて}全てのこどもに対応するという前向きな姿勢はここから読み取れるのですが、必要性と言いますか、生活指導員さん介助員さんに、どういう業務でどういう支援をしていただくかということと、こどもさんが学校の中でどう生活していくか、おそらく、純粹に一对一の配置にはまだなっていないと思います。

よって、学校の中でまとめて生活指導員さんに対応してもらっている状況なのではないかと思えます。であれば、この生活指導員さんや介助員さんの役目はどういうものか、もう一度業務内容を見て、どのような配置にしたら良いかを考えていく時期に来ているのではないかと思えます。

分かりにくいかもしれませんが、^{すべて}全てのこども一人一人に十分に対応しようとすると、この人数ではとても足りないので、どこまで支援をするか、というラインを設ける基準によって、この採用

枠が変わってくるのではないかと思います。

大切な予算ですから、どのように活用したら良いかを今一度見直す時期に来ているのではないかと思います。特別支援教育への対応が、学校教育の中で随分と変わってきて、最初の考えからずっと引き継いできていることも大事なことです。お金にも限りがあるので、改めて周南市の取組を見直す必要もあるのではないかと思います。

直接この予算の内容とは関係ないですが、そのあたりも再度明らかにしていただくと良いと思います。それが一つです。

それから、これも学校教育課の内容ですが、中学校の教師用指導書の購入について、実際の数量は足りているのでしょうか。更新なのでどのような形になるか詳しくは分かりませんが、先生全てに指導書が行き渡っているのでしょうか。

臨時採用の方や、学級数によって、本来であれば教師一人一人に渡すべき指導書を、グループで使用したり、二人で共用するというケースもあるようです。

今回の指導書は中学校用であり、教科なのであまり大きな変動はありませんが、これが小学校になると、担任、専科で就く教員、加配として配置されている教員それぞれが授業に関わるのですが、指導書が足りていないので、年末の異動がとても大変だと聞いたことがあります。中には古いものを使っているということも聞いています。

そのあたりもう一度、何名の先生がおられて、指導書が何冊あるのか、そのあたりを見直していただくと良いと思います。

既にきちんと配布されているのであればそれで良いのですが。教育委員会から配布している指導書が足りているのか、それとも、ものによっては余るくらいなのか等、毎年教科の編成によって随分変わってきますので、管理をしておいた方がいいのではないかと思います。

教育長

来年度についてはこのようにしているという情報はありますか。

学校教育課

はい。今回債務負担行為の補正ということで指導書を計上しておりますが、こちらについては先生方一人ずつに配布できるほどの数は準備できておりません。

最近では、セット販売となっており、さらにデジタル教科書も加わっておりますので、1セットの単価が高額となっており、一人1セットというのは予算的に難しいので、基本的にはそれぞれの学校に、学年ごとで最低限必要なセットをお渡ししています。

また、先生方が使用される教科書については、お一人ずつに行き渡ると考えておりますが、更新毎に価格が上昇しており、数量の確保には苦慮している状況です。

今後は学校現場の情報もしっかり収集して管理していきたいと思っております。

松田委員

ありがとうございます。今のことが実はあまりオープンになっていないことなので、学校の中でやりくりしながら工夫して使っていて、授業の基になっているということも含めて学校の現場について知っておいていただきたいという思いもあります。

指導書が十分に配布されていないということは、それだけ現場が苦勞しているということでもあります。最近ではセット販売ということですが、保有されているセット数だけでも明らかにしておけば、現場の先生方も納得されて、各学校で限られた数の活用についても工夫が広がると思いますので、教科書と指導書は高価なものであるとともに、教師の指導力を高めるためにも必要なものなの

で、是非予算確保も頑張っていたきたいと思います。

教育長

はい。ほかにいかがでしょうか。

岡寺委員

はい。教育費の小学校管理費－中学校管理費のところには危険箇所を直すための修繕費とありますが、どのような箇所が多いのかについて内容を教えていただけますでしょうか。

教育政策課長

はい。小学校と中学校には、年に2回ほど修繕要望の照会をしております。そこで上がってきた要望から課の中で優先順位をつけまして、この度の補正予算を計上しております。

先ほども申しましたが、まずは消防の法令点検で指摘された箇所を修繕します。それから新年度に向けた教室の整備、それから小学校だと雨漏りの修繕、中学校においても同じく雨漏りの修繕というところが優先的に修繕します。

岡寺委員

消防の法令的な指摘というのは、防火扉とかそういったものでしょうか。

教育政策課長

そうですね。防火設備で指摘を受けた、不備のある箇所となります。

岡寺委員

ありがとうございます。続いて給食材料調達業務で、300食減少とありましたが、それだけ子どもが減少したと捉えたらよろしいのでしょうか。

学校給食課長

はい。児童生徒数の減少によるものです。

岡寺委員

例えば不登校などは関係あるのでしょうか。

学校給食課長

不登校の場合は、原則として数量には影響しておりませんが、保護者から連絡をいただいて給食を止めたいとの希望があればその分減らしてはおりますが、中には学校に登校するかもしれないので給食を止めないという方もおられます。

岡寺委員

ということであれば、300食の減少というのは、それだけ人が減っているという意味なのですね。

吉本委員

給食材料調達業務にかかる費用、保護者から預かっている給食費と材料費というのはどのような収支になるのでしょうか。

学校給食課長

はい、17ページをご覧ください。限度額が6億124万4千円という中で、左の財源内訳の中のそのほかの欄、6億16万4千円が、いわゆる保護者等が負担する部分となります。

吉本委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

松田委員

すみません、先ほどの小学校施設管理費の修繕料の件について、予算は毎年増額しているのでしょうか。

教育政策課長

増額はしておりません。前年と同額となっております。

松田委員

以前お聞きした時には、当初予算で計上した後は、必要度に応じて補正予算で対応していくとお伺いしたように思いますが、基本的に校舎も古くなってきて、修繕箇所が増えていくと思いますが、見込みを踏まえた予算計上というのは難しいものなのでしょうか。

教育政策課長

予算の要求額としては毎年増額しております。

松田委員

長寿命化計画があって、古い施設でも使っていこうというスタンスで、どこをどう修繕していこうということも計画的にしておられますし、消防設備などは、点検の度に不具合箇所は対応しないといけないということも分かるのですが、学校施設全体について、何とかならないものかと切に思います。

教育長

はい。そのほかよろしいでしょうか。

(※異議なしの声)

それでは議案第31号を決定いたします。

この予算関係の資料につきましては、今回ご意見をいただきましたので、次回以降対応を検討させていただきます。

教育長

以上を持ちまして、秘密会として審議すべき議案は終了いたしました。

本日の議事日程は以上でございますが、そのほかにご質問はございますか。

(※異議なしの声)

よろしいでしょうか。

それではこれを持ちまして令和6年第11回教育委員会定例会を終了いたします。

署名委員

松 田 福 美 委員 _____

吉 本 妙 子 委員 _____